

☆ 福知山市

パートナーシップ制度

ガイドブック

好きな人が
Partner



●はじめに

福知山市は、多様な性を尊重し、性的指向や性自認、性別表現にかかわらず、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会の実現をめざしています。「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（令和4年4月1日施行）に基づき、パートナーシップ制度を導入します。

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力し合う関係であることを届け出たお二人に対して、市がパートナーシップ届受理証明書を交付する制度です。

パートナーシップ制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続・税金控除など）が生じるものではありません。しかし、この制度により市民や事業者の皆様へと理解が広がり、お二人が抱える生きづらさが解消され、安心して人生のパートナーとして生活できるような福知山市となるよう努めて参ります。

●もくじ

- 1 対象となる人・・・・・・・・P3
- 2 届出の流れ・・・・・・・・P4～5
- 3 交付するもの・・・・・・・・P6
- 4 よくある質問・・・・・・・・P7～9

【用語解説】

- (1) 性的マイノリティ…性自認・性的指向のあり方が少数と認められる人
- (2) パートナーシップ…互いを人生のパートナーとし、日常の生活において協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) 性自認…自己の性別についての認識をいう。
- (4) 性的指向…恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。

1 対象となる人

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が対象です。
戸籍上同性のカップルに限りません。

パートナーシップ届を届出するためには、以下の（１）～（４）に要件をすべて満たしている必要があります。

（１）民法に規定する成年に達していること。

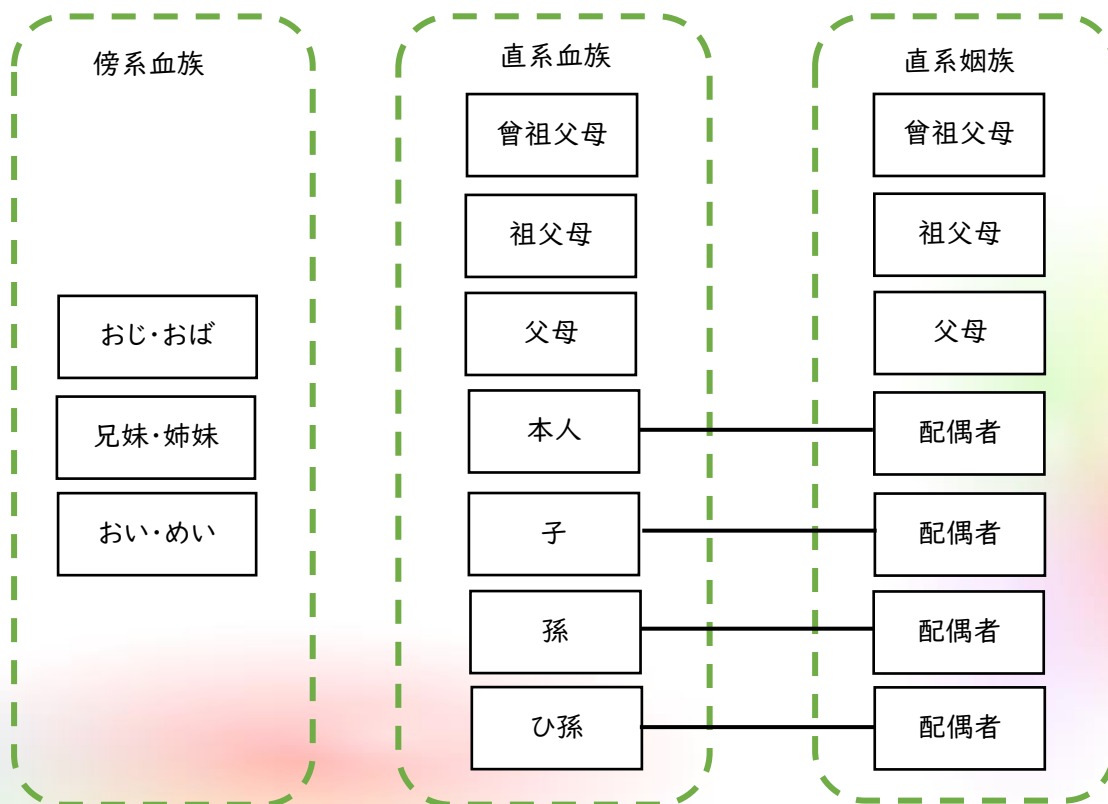
（２）少なくともどちらか一方が、現に福知山市民であること。

どちらか一方が市内に住んでいれば、同居していなくても届出していただけます。

（３）配偶者（事実婚を含む）又はパートナーシップの関係にある者が他にいないこと。

（４）互いに民法で規定する婚姻できない関係（近親者など）でないこと。

※具体的には、民法に定める直系血族（父母、祖父母、子、孫など）、三親等内の傍系血族（姉、兄、妹、弟、おば、おじ、めい、おいなど）、直系姻族（子の配偶者の直系家族など）をさします。



2 届出の流れ

1 必要書類を揃えて届出をする

原則、受理証明書の交付希望日の10日前（土・日・祝日を除く）までに、必要書類（下記一覧参照）を人権推進室に直接または郵送にてご提出ください。

●パートナーシップ届の届出に必要な書類一覧

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
パートナーシップ届・ パートナーシップ届確認書	自署してください。	1 通	☐
住民票の写し又は住民記載事項 証明書	届出日以前3か月以内に発行されたもので、本籍 や個人番号は省略したもの。	各1 通 (同一世帯の場合 は1 通で可。)	☐
現に婚姻をしていないことを証 明する書類	届出日以前3か月以内に発行された独身証明書ま たは戸籍抄本。(本籍地の市町村で取得できます。) 外国籍の方は、大使館等の公的な機関が発行する 婚姻要件具備証明書と、その日本語訳文。	各1 通	☐
本人確認書類の写し	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、運 転免許証、その他官公署等が発行した本人の顔写 真が貼付けされたものの写し。 ※有効期限内のものに限ります。 ※上記のものがない場合は、健康保険被保険者証、 年金手帳、年金証書、介護保険の被保険者証など、 2点以上が必要です。	各1 通	☐
通称名を日常的に使用している ことがわかる書類 (氏名と併せて通称名を使用さ れたい方のみ)	通称名を使用していることが客観的に分かる資料 の写し。 (例) 勤務先・学校等が発行した本人確認証、診 察券、通称名で届いている郵便物 など	各1 通	☐

*届出や受理証明書の交付は無料ですが、住民票の写し等の発行にかかる費用は自己負担となります。

【連絡先・書類提出先】

福知山市地域振興部人権推進室 男女共同参画推進係

(福知山市男女共同参画センター)

所在地：〒620-0035 福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま3階

TEL：0773-24-7022 FAX：0773-23-6537

Eメール：jinken@city.fukuchiyama.lg.jp

受付時間：平日8：30～17：15（年末年始を除く）

*直接提出される場合で、個室での対応を希望される場合は、上記までご連絡ください。

2 事前審査

対象要件や提出書類を事前審査させていただきます。

※事前審査は、1週間程度お時間をいただきます。書類に不備等があればさらに時間がかかるため、受理証明書の交付日にご希望がある場合は、早めに届出を行ってください。

3 交付日を調整する

事前審査が完了しましたら、人権推進室より連絡をさせていただきます。その際に、受理証明書の交付希望日、時間をお伝えください。

受理証明書交付可能時間は、平日の8時30分～17時15分です。

※状況によりご希望に沿えない場合がございますので、希望日は複数お示しください。

※事情により、土・日・祝日を希望される場合はご相談ください。

4 受理証明書の交付

交付日に、必ずお二人で本人確認書類を持って、人権推進室へお越しください。

「パートナーシップ届受理証明書（A4サイズ）」（お二人に1枚）と携帯用の「パートナーシップ届受理証明書カード（免許証サイズ）」（お二人それぞれに1枚ずつ）を交付します。

*交付にあたっては、すべて個室で対応します。

5 完了

これで、すべての手続きは完了です。

おめでとうございます。お二人の末永いご多幸をお祈りいたします



3 交付するもの

*パートナーシップ届受理証明書（A4サイズ）・・・お二人に1通

*パートナーシップ届受理証明書カード（免許証サイズ）・・・各1枚ずつ交付

*受理証明書

第 号

パートナーシップ届受理証明書

様 様

ここにお二人が、福知山市パートナーシップ制度の取扱いに関する規則に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証します。
これからの人生を互いに支え合うパートナーとして歩まれるお二人の御多幸を祈念します。

年 月 日

福知山市長 大橋 一夫 公印

*受理証明書カード（表面デザインは2種類からお選びいただけます）

【デザイン1】

☆ パートナーシップ届受理証明書カード

ここにお二人が、福知山市パートナーシップの制度の取扱いに関する規則に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証します。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

第 号 年 月 日

福知山市長 大橋 一夫

【裏面】共通

この受理証明書カードの提示を受けられた方へ

福知山市は、多様な性を尊重し、みんなが自分らしく生きることができるようまちづくりを進めています。

パートナーシップ制度は、届出られたお二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係であることを証するものです。この制度により、市民や事業者の皆様が理解が広がり、お二人の抱える生きづらさが解消され、安心して人生のパートナーとしてこの福知山市で生活できることを期待しています。

この受理証明書の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性自認や性的指向等や、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

（特記事項）

【デザイン2】

☆ パートナーシップ届受理証明書カード

ここにお二人が、福知山市パートナーシップの制度の取扱いに関する規則に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証します。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

第 号 年 月 日

福知山市長 大橋 一夫

●よくある質問

Q1 パートナーシップ制度と婚姻制度の違いは何ですか

婚姻制度は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務等の法的な効果が生じるものです。一方で、パートナーシップ制度は、福知山市独自の制度となるため、上記のような法的な効果が生じるものではありません。また、届出を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。

Q2 同性婚制度とはちがいますか

同性婚制度は、同性カップルに対して法律上の地位を与え、相続・社会保障・税制などにおける保護を与えるものです。福知山市で行うパートナーシップ制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 パートナーシップ届出を行えるのは、同性同士のみですか

対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。一方または双方が性的マイノリティのパートナーであれば、異性であっても届出ができます。

Q4 同居していないと届出できませんか

必ずしも同居をしていなくても届出していただけます。ただし、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力を約した関係であることが必要です。

Q5 福知山市民でないと、届出できませんか

少なくともどちらか一方が福知山市民である必要があります。

Q6 外国籍でも届出できますか

外国籍の方でも届出できます。必要な書類として、大使館等の公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q7 海外で同性婚をしていますが、届出できますか

これから届出をされるお二人が外国で同性婚をしている場合は、日本国内では婚姻が成立していませんので届出できます。

Q8 通称名は使用できますか

使用できます。性別違和等で特に理由がある場合や外国籍の方が日本名を使用している場合も該当します。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できるもの（社員証や学生証など）の写しをご提出ください。

ただし、受理証明書等が手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用される場合は、それぞれの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。

Q 9 制度利用に関してプライバシーは守られますか

提出された書類や記載内容等の個人情報は必ず守られます。交付にあたっては個室で対応します。(届出の際もご希望に応じて個室での対応も可能です)

Q 10 パートナースhip届はどこで受け取れますか

人権推進室窓口またはホームページよりダウンロードいただけます。

Q 11 受理証明書の交付には二人でいく必要がありますか

受理証明書の交付には、意思確認と本人確認のため必ずお二人でご来庁ください。

Q 12 届出を行った日に受理証明書は即日交付されますか

届出を行った日に即日交付はできません。対象要件や提出書類の事前審査のため、1週間程度お時間をいただきます。事前審査が終了次第ご連絡し、受理証明書の交付日を調整させていただきます。

Q 13 受理証明書にはどのような効力や使い道がありますか

法的な効果があるものではありませんが、以下の公的なサービスを受ける際に利用いただけます。

＊福知山市の市営住宅入居資格において家族としての取扱い

＊市立福知山市民病院における手術同意・病状説明等の家族としての取扱い

民間サービスでは医療機関での家族としての対応や生命保険の受取人への適用、携帯電話料金の家族割などへの活用が期待されます。今後も、より効果を高める取組を実施していきます。

Q 14 届出受理証明書の有効期限はありますか

受理証明書等は、返還が必要にならない限り有効です。

Q 15 パートナースhip届の内容に変更がありました。手続きは必要ですか

届出時に提出した書類の内容(住所・氏名・通称名)に変更があったときは、パートナースhip届内容変更届を記入の上、変更した事実が分かる書類(住民票や戸籍抄本、郵便物など)を添えて提出してください。

Q 16 パートナースhip届受理証明書を紛失しました。再発行できますか

受理証明書の紛失・毀損・改姓改名・通称名の変更により再発行を希望する場合は、パートナースhip受理証明書等再交付申請書に記入し、紛失以外の理由の場合は既に交付した受理証明書等を添えて提出してください。本人確認や内容を審査し、パートナースhip届受理証明書等を再交付します。

Q17 福知山市外に転出することになりました。手続きは必要ですか

お二人が市外に転出される場合は、手続きが必要です。手続きとしては、パートナーシップ届受理証明書等返還届に記入していただき、既に交付した受理証明書等をご返還ください。

その他にも、下記のいずれかに該当するときは、同様の手続きが必要となります。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方または双方が死亡したとき。
- (3) 双方が本市の区域内の住所を有しなくなったとき。
- (4) その他対象者の要件に該当しなくなったとき。

◆その他、ご不明な点がありましたらいつでもお問い合わせください。

市の色・市の花
『紫色の桔梗の花ことば』

変わらぬ愛

誠実

福知山市 地域振興部 人権推進室

令和4年4月発行

TEL : 0773-24-7022